

## 第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

### 1 整備基本計画策定の経緯

史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳は、昭和40年度から10年にわたる発掘調査・整備工事が行われ、昭和50年(1975)に国内初の築造当時の姿に復元された古墳公園として開園した。昭和59年(1984)には古墳北側の市営住宅敷地内からさらに外側にめぐる周溝が発見され、昭和61年度には「五色塚古墳整備懇談会」を設置し、歴史資料館建設も含めた周辺の整備が検討された。同史跡を所管する神戸市では、平成元年度(1988)からは周溝が存在する市営住宅跡地について整備に向けて準備を進めていたが、平成7年(1995)の阪神・淡路大震災で計画は中断を余儀なくされた。

その後、平成18年(2006)には市営住宅跡地などが国の史跡に追加指定、24年度には出土品の一部が国の重要文化財に指定されたため、ガイダンス施設などの設置を検討してきた。

史跡の整備に当たっては、史跡指定地の本質的価値を保存・継承するために復旧（修理）を行う場合を含め、積極的な活用をも視野に入れて整備を行う場合には、事前に整備計画を策定し、方針・方法、実施の行程などを示す必要がある。

五色塚古墳では北側の史跡整備予定地を取得して20数年を経過しており、史跡の価値を高め、観光・まちづくりの事業の一環とするためにも早期に整備することが望まれる。遊休地ではなく将来にわたって保存・継承すべき史跡であることを知らしめ、整備に向けた共通認識を持つためにも、教育委員会及び関係部局、学識経験者、地域住民などとともに整備計画を策定し、広くその内容について市民に周知を図ろうとするものである。

### 2 整備基本計画の目的

五色塚古墳・小壺古墳は古くからその名が知られ、大正10年(1921)に兵庫県内での史跡指定第1号となった遺跡で、その後発掘調査の成果に基づき追加指定を受けながら現在に至っている。

しかし、史跡指定からまもなく100年を迎え、指定地内外の環境も大きく変化している。このため、周辺環境も含めた状況や問題点を整理して適切な整備を行うことで史跡的価値を高め、地域住民の理解と協力を得ながら、地域振興や学校教育などにおいて、積極的な活用を図ることも視野に入れ、地域のシンボルとして将来にわたって保存・継承する必要がある。そのためには、市内や近隣地域に点在する他の文化財や、観光・都市計画とも有機的に結び付け、様々な場面で広く活用される財産にしていけるよう、神戸市が十分なマネジメントを進めていく必要があり、その第一歩として、史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置して、史跡の価値と構成要素を明確化し、周辺環境を含めた史跡としての保存管理・整備・活用を図ることを目的に整備基本計画を策定するものである。

### 3 整備基本計画の対象範囲

本計画における整備基本計画対象範囲（図1-1）は、既に史跡として指定を受けている範囲（以下「指定範囲」あるいは「指定地」という）と、指定範囲の北西側にある神戸市有地（以下「市有地」という）とする。

市有地は、平成18年度の追加指定地に隣接しているため、本計画において「史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳」の普及・啓発に資するための整備を行い、活用を図るほか、都市公園でもあるため、市民の憩いの場や子どもの遊び場として必要な機能も付加していくものとする。また、防災機能についても検討する必要がある。

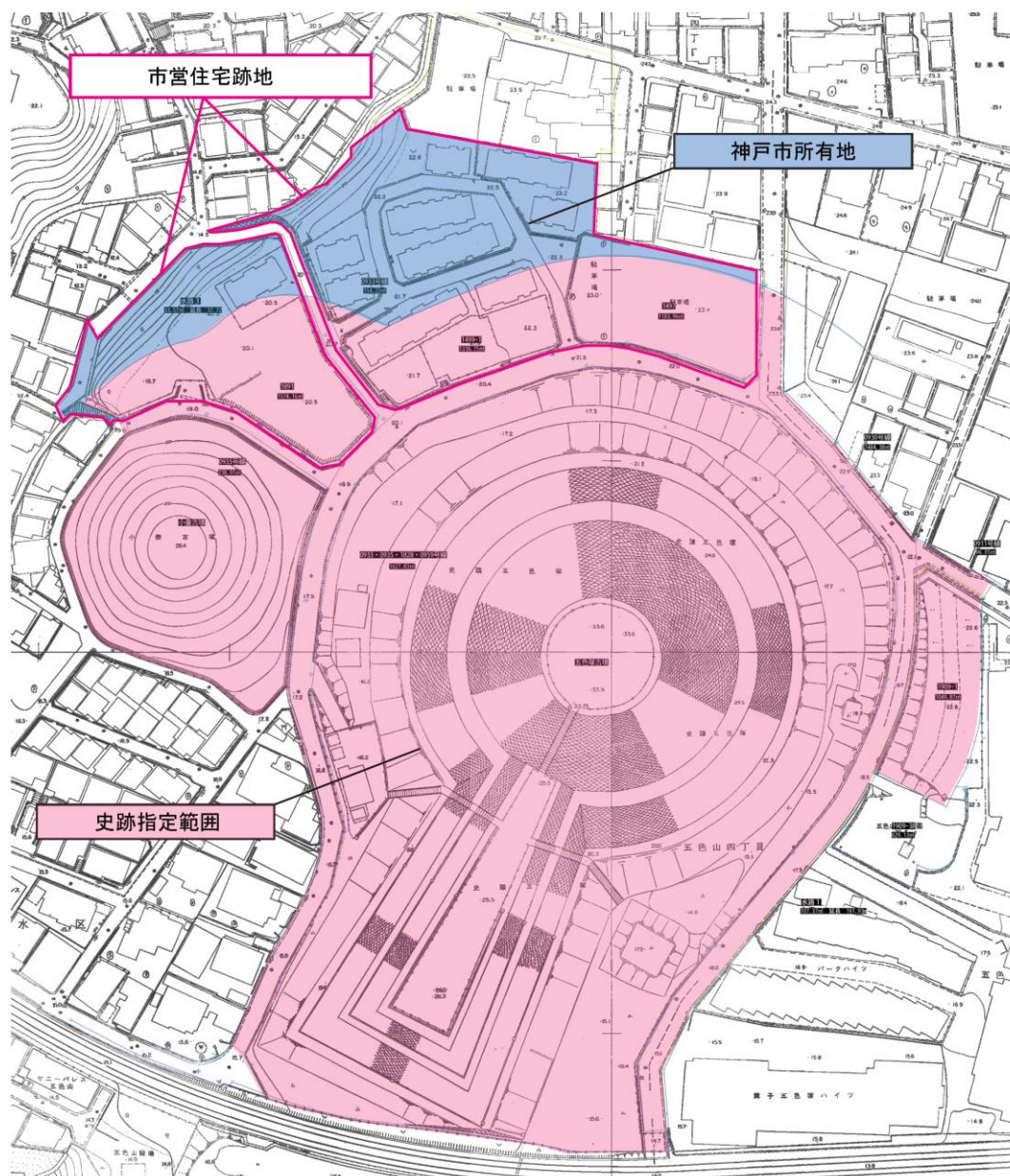


図 1-1 整備計画対象範囲図

## 4 委員会の設置

史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳の整備基本計画を策定するために学識経験者などからなる有識者会議「史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画策定委員会」を設置した。考古、遺跡整備、修景、市民参画のそれぞれの専門的見地から整備の基本方針について検討いただいた。委員の委嘱は平成30年9月28日付けで行った。委員会の開催要綱及び構成は次のとおりである。

### 史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画策定委員会開催要綱

平成30年9月7日

教育長決定

（趣旨）

第1条 史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳の整備基本計画策定について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（委員）

第2条 委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 文化財保護に関する学識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長の指名等）

第4条 教育長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

（委員会の公開）

第5条 委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）

## 第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

を準用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は、文化財課長が定める。

附 則 (平成30年9月7日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月7日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

委員 (平成31年4月1日現在)

会長	黒崎 直	大阪府立弥生文化博物名誉館長
委員	菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授
委員	内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所遺跡整備研究室長
委員	廣瀬 覚	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部 主任研究員
委員	林 まゆみ	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科特命教授
委員	松下 貞夫	霞ヶ丘ふれあいのまちづくり協議会委員長
委員	大澤 康子	霞ヶ丘婦人会会長
委員	梶井 啓子	特定非営利活動法人輝かすみが丘理事長

指導 (オブザーバー)

五島 昌也	文化庁文化資源活用課文化財調査官
小川 弦太	兵庫県教育委員会文化財課主査
永恵 裕和	兵庫県教育委員会文化財課主任
丸山 潔	元史跡五色塚古墳発掘調査・復元整備事業調査担当者 神戸市建設局公園部計画課 神戸市垂水区総務部まちづくり課

事務局

神戸市教育委員会文化財課  
株式会社都市景観設計

## 5 委員会の審議経過

第1回委員会 平成30年10月16日 (火) 於：神戸市立垂水勤労市民センター  
計画策定の目的・経緯及び策定フローの説明と質疑応答  
現地視察 (史跡五色塚 (千壺) 古墳 小壺古墳 史跡地及び垂水駅からの徒歩ルート)



第2回委員会 平成30年12月14日（金） 於：神戸市役所 1号館 1141会議室  
現状の整理、史跡の概要及び現状と課題の整理と抽出

第3回委員会 平成31年3月11日（月） 於：神戸市役所 1号館 1141会議室  
整備基本計画の構成案の提示と本質的価値、活用・整備・運営などの方向性の検討

第4回委員会 令和元年8月1日（木） 於：神戸市役所 3号館 教育委員会室  
整備事業の考え方と整備基本方針の検討

第5回委員会 令和元年11月26日（火） 於：神戸市教育委員会 教育委員会会議室  
整備基本計画の検討

第6回委員会 令和2年3月9日（月） 於：神戸市総合教育センター 701会議室  
整備基本計画策定報告書の確定



第1回委員会



現地視察（通称「赤い道」）

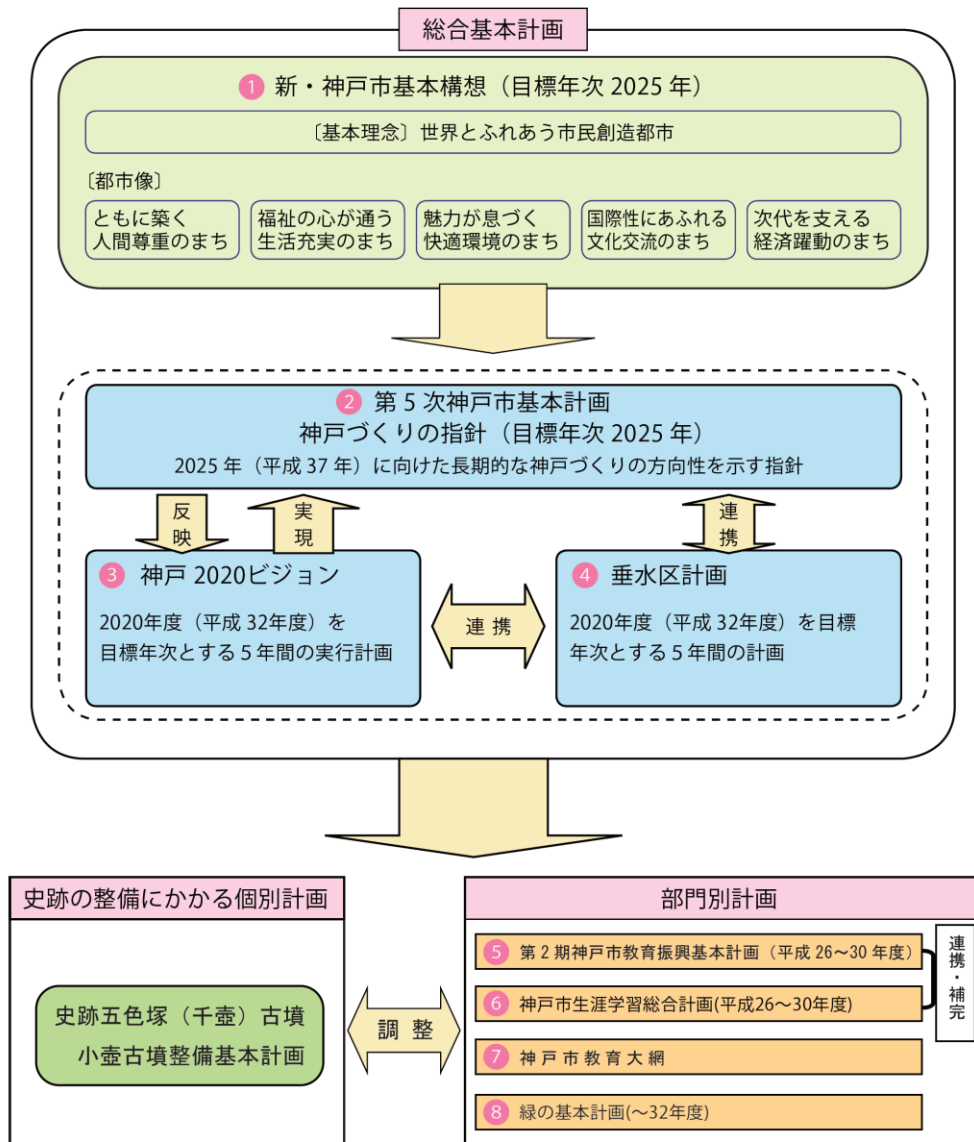


現地視察（旧市営住宅跡地）



現地視察（前方部テラス）

## 6 上位関連計画



### ① 新・神戸市基本構想（目標年次 2025 年）

神戸市の最上位計画であり、神戸の将来像(都市としてのあるべき姿やめざすべき方向)を示すもので、「理念」と「都市像」で組み立てられており、平成5年(1993)9月に市会で可決された。

そこで以下の文化財の活用を挙げている。

#### 第4 国際性にあふれる文化交流のまち

##### 1 暮らしにうるおいを与える文化を育む

##### (1) 神戸らしい文化の創造

神戸の文化環境や文化財を生かしながら、生活文化・芸術文化を高め、世界に向けて発信できる神戸らしい文化を創造する

② 第5次神戸市基本計画 「神戸づくりの指針」(目標年次 2025年)

神戸づくりの指針は、「新・神戸市基本構想」に描かれた都市像の実現をめざし、構想の目標年次で、2025年(平成37年)に向けたまちづくりの基本的な考え方を示すものとして策定されており、文化財に関して以下のように記述されている。

第3部 ひとを育み新たな豊かさを創造する  
 3 神戸の文化を継承し想像する  
 3. ともに進める取り組み  
 エ 市内各地に存在する有形無形の歴史的・文化的資源を活かし、文化に対する理解を促進し、まちや地域への愛着を育み、地域文化を振興します。

③ 神戸2020ビジョン(第2部)

2025年度(平成37年度)までの神戸の都市像、まちづくりの方向性を示した「新・神戸市基本構想」、「神戸づくりの指針」を実現するための5か年の実行計画「神戸2020ビジョン」を策定し、取り組んでいる。

ここでは文化遺産の活用などについて以下のような記述がある。

(9) 観光客の誘致  
 ⑧神戸らしい景観が見える場所の整備・育成  
 「神戸らしい眺望景観50選.10選」に選定されたビューポイント(視点場)を積極的に情報発信し、訪れる人が神戸のまちの魅力を体感できる場として整備、育成します。  
 ※ 五色塚古墳は「神戸らしい眺望景観50選」に選定されている。

④ 垂水区計画 2020年までの取り組み

垂水区では、2025年(平成37年)のまちの将来像を「住みたい 住み続けたいまち垂水」として、若い世代の移住・定住を推し進め、住んでよかったと思える「住のまち」を目指し策定された。

計画策定においては、区民の皆様や垂水区民まちづくり会議の委員の意見も反映されている。

「2020年までの取り組みの指針」において、区民の皆様が取り上げた6つの声をキーワードに各種施策を展開していくこととし、そのキーワードのなかに「五色塚古墳」も取り上げられている。

それを受け、文化財に関する施策として以下の取り組みがなされている。

4 区の魅力をより強化するための取り組み  
 1 住む人がより暮らしやすいまち～安全で安心なまちづくり～  
 ☆交流とおもてなしのまちづくり  
 ～中略～  
 また、地域に残る伝統行事・文化・芸能などを伝承・保存し、子どもたちに「わが

まち」の文化の魅力を伝えていきます。

【重点的に取り組む施策】

③ 伝統文化の保存・継承

2 景観を生かして人を呼び込むまち

～中略～

このほか、特色ある6つの文化圏の地域資源を生かしたウォーキングコースや地域に古くから伝わる伝統文化や芸能の魅力を発信して、地域への愛着が深まるよう取り組みを進めていきます。

【重点的に取り組む施策】

① 五色塚古墳、塩屋異人館、明石海峡大橋等の観光資源の発信

### ⑤ 第2期神戸市教育振興基本計画

本計画は、神戸の総合的な教育の中期計画であり、神戸が目指す子供像や重点的に取り組む施策を示し、「市民とともに取り組んでいく拠りどころとなる計画である」とされている。

その中で、文化財などを活用した教育の方向性について以下のとおり記述されている。

《方向性4》市民が自ら学び子供の育つ環境を共に支える。

重点事業17 教育を支える主体（家庭、PTA、学校園等、大学、企業、NPO、区役所を含む行政）間の連携と協働

◆地域ぐるみの健全育成活動の推進

・民間施設も含む博物館、美術館、図書館、公民館等の社会教育施設と学校が連携し、学芸員や司書等の専門知識や豊富な資料を活用した教育活動を推進する。

重点事業19 生涯を通じて市民が自ら「学ぶ」「活かす」「つながる」学習環境づくり

◆文化財や伝統文化の継承

・個性豊かな神戸の歴史、文化環境を形作る重要な資産である文化財や近代化遺産の保存・活用推進に努める。

### ⑥ 神戸市生涯学習総合計画

本計画は、今後の神戸づくりの基本的な考え方を示す「第5次神戸市基本計画」の方針や施策を踏まえた「生涯学習に関する部門別計画」として位置付け、市全体の生涯学習を推進する基本的な方向性を示す計画であり、「第2期神戸市教育振興基本計画」と本計画とは並列の関係となり、相互に連携・補完するものとされている。

本計画においては、《文化財の保存、継承》について以下のとおり盛り込まれている。

4 スポーツと文化を通じた魅力ある「人・コミュニティ・まちづくり」を進めます  
《文化財の保存・継承》

個性豊かな神戸の歴史、文化環境を形づくる重要な資産である文化財や伝統文化・芸能の次世代への継承に取り組むとともに、近代化遺産の保存・活用推進に努



めます。

◆文化財の次世代への継承

- ・国・県・市の指定文化財、伝統的建造物、文化環境保存区域内の歴史的建造物等については、適切な保存管理と必要に応じた修理助成等を推進します。

◆文化財の保存と活用の推進

- ・建造物、史跡等の市内文化財を広く市民に公開し、神戸の歴史・地域・生活や、近代の日本・神戸で活躍した人々(外国人を含む)の足跡を伝えます。
- ・「デザイン都市・神戸」や観光、景観など関連部局との一層の連携強化に努め、市内文化財や近代化遺産に新たな魅力と活力を創出します。

◆文化財啓発の幅広い取組や情報発信

- ・建造物、遺跡などの市内の文化財について、区局連携の市民向けイベント、遺跡見学会、文化財の刊行物の発行など、様々な手段や機会を利用して、多様な世代にその情報を発信していきます。
- ・小学校の社会科の授業と一体となった文化財の体験授業や、親子で歴史を体感できる考古学講座など、わかりやすい文化財の活用・啓発を進めていきます。

⑦ 神戸市教育大綱

神戸市教育大綱においては、とりわけ市民の関心が高い小中学校を中心とした学校教育に焦点を絞って定められており、文化財を生かした取り組みとして、以下のような方針が打ち出されている。

6 子供たちが健やかに育つ環境を整備します。

また、音楽や美術をはじめとした文化・芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものである。子供たちが文化・芸術に触れる機会や環境を充実させ、豊かな心を育む取組を行う。

⑧ 神戸市緑の基本計画 -グリーンコウベ21プラン-

本計画は、緑地の保全及び緑化の推進を総合的・計画的に実施していくことをめざすために、都市緑地法第4条に規定されている計画で、市町村が都市公園の整備・緑地の保全・緑化の推進などに関して、緑の将来あるべき姿・目標・施策などを示すものである。

ここでは五色塚古墳は、「神戸のシンボルとなる公園」と位置づけられており、施策の展開の中で、以下の方針が定められている。

方針2 緑の資産を維持管理・更新し、利活用を促進することにより、安全で快適な空間をつくります。

取り組み⑤ シンボルとなる公園の魅力向上

～中略～公園のもつ豊かな自然や歴史遺産などを大切に守り育て、積極的に情報発信します。

●上位計画との関係

神戸市では、市内にある文化財を保存・継承するために適切な保存管理を行うとともに、積極的な活用と情報発信を行いながら、地域の子どもたちに「わが町の文化」を伝え、世界に発信できる神戸の文化を市民と共に創造していく。

そのため本計画では、垂水区に所在する史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳と周辺の環境も含めた史跡的価値を高める整備を行うことで、地域振興や学校教育などにおいて積極的な活用を図ることも視野に入れ、地域のシンボルとして将来にわたって保存・継承していくものである。